

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年8月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500079号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500013号

第1 結論

昭和54年*月から昭和55年3月までの請求期間、同年4月から昭和57年4月までの請求期間及び昭和58年9月から昭和62年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年*月*日から昭和55年4月1日まで
② 昭和55年4月1日から昭和57年5月20日まで
③ 昭和58年9月1日から昭和62年2月2日まで

請求期間①から③までの各期間のうち、昭和60年2月に結婚するまでの期間については、二十歳になった頃に、当時住民登録をしていたA県B郡C町(現在は、D市)において、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

結婚後は、E県F市に住民登録をしており、私自身が国民年金の手続を行い、昭和62年2月2日付けで第3号被保険者となる前まで、国民年金保険料を納付していた。

母から、加入手続及び保険料納付についての具体的な話は聞いていないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から③までの各期間のうち、昭和60年2月に結婚するまでの期間については、二十歳になった頃に、当時住民登録をしていたC町において、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者が当時住民登録をしていたとするA県内で請求者に対する記号番号の払出しを確認することはできず、請求者は、請求期間①から③までの各期間のうち、昭和60年2月に結婚するまでの期間において、当時は国民年金の被保険者となっていなかったことから、請求者の母は請求者に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間①から③までの各期間のうち、昭和60年2月に結婚するまでの期間について、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の母は、既に亡くなっていることから、同人から請求者の当該期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について聴取することができない上、D市は、旧C町において国民年金の被保険者となっていた者に係る資格取得日及び資格喪失日並びに国民年金保険料の納付状況が確認できる被保険者台帳を保管しているが、請求者に係る被保険者台帳はない旨回答している。

一方、請求者は、請求期間①から③までの各期間のうち、昭和60年2月に結婚して以降の期間は、F市に住民登録をしており、自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者が結婚後に住民登録をしていたとするE県内で請求者に対する記号番号の払出しを確認することはできない。

また、オンライン記録によると、請求者に対し、記号番号（＊）が払い出されていることが確認できるが、当該記号番号の前後の被保険者に係る記録状況から判断すると、請求者の記号番号は、請求期間③より後の昭和 62 年 12 月又は昭和 63 年 1 月頃に、G 県 H 市において払い出されたと推認されることから、当該時期に加入手続が行われたと考えられるところ、当該加入手続時点において、請求期間①から③までの各期間のうち、大部分の期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、昭和 54 年＊月＊日付け（平成 2 年 2 月 22 日に資格取得年月日の訂正が行われたことにより、現在の記録は昭和 55 年 4 月 1 日付け）で国民年金の強制加入被保険者として資格を取得し、昭和 57 年 5 月 20 日付けで当該資格を喪失後、昭和 58 年 9 月 1 日付けで強制加入被保険者として資格を再取得し、昭和 62 年 2 月 2 日付けで第 3 号被保険者に種別変更しているところ、強制加入被保険者としての資格取得及び喪失に係る処理年月日はいずれも昭和 63 年 1 月 11 日、第 3 号被保険者となる種別変更に係る処理年月日は同年 5 月 30 日となっていることを踏まえると、請求者については、前述の加入手続により遡って当該資格取得及び喪失に係る処理が行われたと推認でき、当該加入手続が行われるまで、請求者は、国民年金の被保険者となっていなかったことから、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、F 市は、過去に国民年金の被保険者となっていた者に係る資料について、日本年金機構に移管済みの国民年金被保険者名簿等以外に、独自に管理・保管している資料はない旨回答しており、請求者の請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間①から③までの各期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③までの各期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500122号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500014号

第1 結論

昭和57年*月から昭和61年3月までの請求期間及び同年9月から平成3年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年*月から昭和61年3月まで
② 昭和61年9月から平成3年5月まで

請求期間①について、当初は国民年金保険料を払っていなかったが、このままではいけないと思ったので、昭和61年4月頃に加入手続を行い、同年4月から同年9月までの間に国民年金保険料を金融機関、郵便局、区役所又は年金事務所の窓口で一括納付した。

また、請求期間②については、金融機関若しくは郵便局の窓口又は口座振替の方法で国民年金保険料を毎月納付した。

しかし、請求期間①及び②に係る国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和61年4月頃に国民年金の加入手続を行い、同年4月から同年9月までの間に、A銀行のB県内の支店(支店名は不明)、郵便局(郵便局名は不明)、区役所又は年金事務所(当時は社会保険事務所)のいずれかの窓口において、当該期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、オンライン記録によると、請求者に対し、記号番号(*)が払い出されていることが確認できるものの、当該記号番号の前後の被保険者に係る記録状況及び請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日(昭和57年*月*日)に係る処理が平成4年10月12日に行われていることから判断すると、請求者の記号番号は、平成4年10月頃B県C市において払い出されたと推認され、当該時期に加入手続が行われたと考えられることから、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料を納付したとする昭和61年4月から同年9月までの期間当時において、請求者は国民年金の被保険者となっておらず、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料について、昭和61年4月から同年9月までの期間に一括納付した旨主張しているが、国民年金法の時効に関する規定により、前述の加入手続時点(平成4年10月頃)において、請求期間①に係る国民年金保険料は納付することができず、請求者が納付を行ったと主張する期間においても、請求期間①のうち、一部の期間に係る国民年金保険料は納付することができないことから、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料を一括納付することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対して、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しを確認することはできない上、請求者が国民年金の加入

手続を行い、請求期間①に係る国民年金保険料納付を行ったときに居住していたとするB県D市は、請求期間①当時の国民年金の加入及び保険料納付記録について、独自に管理・保管している資料はない旨回答しており、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

請求期間②について、請求者は、金融機関（金融機関名及び支店名は不明）若しくは郵便局（郵便局名は不明）の窓口又は口座振替の方法により、国民年金保険料を毎月納付した旨主張している。

しかしながら、前述のとおり、請求者が初めて国民年金の加入手続を行った時期は、平成4年10月頃と考えられることから、請求者は、請求期間②当時において、国民年金の被保険者となっておらず、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が請求期間②に居住していたとするD市及びC市は、いずれも請求期間②当時の国民年金の加入及び保険料納付記録について、独自に管理・保管している資料はない旨回答しており、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに当該各期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。